

年 月 日

竹 原 市 長 様

設置者 住所

氏名

印

〔法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

誓 約 書

この度私が設置する浄化槽については、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、関係法令及び竹原市浄化槽取扱指導要綱を遵守するとともに、放流先等の関係者との間に紛争が生じないように努め、紛争が生じた場合は、責任をもって解決し、万全の措置をとることを誓約します。

【浄化槽法抜粋】

(設置後等の水質検査)

第七条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

(浄化槽管理者の義務)

第十条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

(定期検査)

第十一条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。